

令和 7 年第 3 回会津若松市農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 21 日（木）午後 1 時 30 分

2 場 所 会津若松市河東支所 2 階大会議室

3 委 員 農業委員 19 名

農地利用最適化推進委員 18 名

4 出席した農業委員 16 名

1 番委員	長谷川 泰道	2 番委員	大竹 吉弘	3 番委員	古川 正俊
4 番委員	春日部 一視			6 番委員	大島 光信
7 番委員	庄司 遼	8 番委員	二瓶 正貴	9 番委員	多田 善信
10 番委員	室野井 建一			12 番委員	折笠 康裕
13 番委員	佐野 和枝	14 番委員	武田 久美子	15 番委員	星 俊典
16 番委員	渡邊 直也			18 番委員	佐々木 隆夫
19 番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18 名

1 番委員	梶内 徳仁	2 番委員	中島 吉郁	3 番委員	渡部 義勝
4 番委員	長谷川 幸栄	5 番委員	山田 千代志	6 番委員	田代 新一
7 番委員	齋藤 俊紀	8 番委員	渡部 清	9 番委員	平塚 与八
10 番委員	高橋 一浩	11 番委員	島影 盛継	12 番委員	本田 武史
13 番委員	菅井 洋一	14 番委員	佐藤 恒男	15 番委員	渡部 政治
16 番委員	高橋 一美	17 番委員	渡部 裕末	18 番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 3 名

5 番委員	荒井 重隆	11 番委員	渡部 一夫	17 番委員	手代木 久司

欠席した農地利用最適化推進委員 0 名

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎	主事	渡部 由華子		

7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主査	長谷川 研人				
----	--------	--	--	--	--

議長（会長）	只今より、令和7年第3回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は16名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承ください。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員6番・大島 光信委員、同じく7番・庄司 遼委員、以上 2名の方をご指名申し上げます。 それでは議事に入ります。 はじめに、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、湊班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	農業委員10番室野井より、議案第13号の1番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は農業者への贈与による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、3月14日午後5時から、湊班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、荒井班担当委員より2番について報告願います。
（推進委員18番） 奈良橋 渉 委員	推進委員18番奈良橋より、議案第13号の2番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、認定農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、3月14日午後2時から、荒井班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より3番について報告願います。
（推進委員4番） 長谷川 幸栄 委員	推進委員4番長谷川より、議案第13号の3番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 3番の案件は認定農業者への売買と贈与による所有権の移転を許可しようとするものです。 なお、現地調査は、3月14日午後2時から、川南班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、日橋班担当委員より4番から5番について報告願います。
（農業委員1番） 二瓶 正貴 委員	農業委員8番二瓶より、議案第13号の4番から5番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 4番の案件は農業者への売買による所有権の移転について、5番の案件は農業者への農地の賃借権の設定を許可しようとするものです。 なお、現地調査は、3月14日午前9時から、日橋班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より6番について報告願います。

(農業委員 1 番) 長谷川 泰道 委員	農業委員 1 番長谷川より、議案第 13 号の 6 番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 6 番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、3 月 16 日午前 10 時から、堂島班委員 3 名が申請内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可内容の修正についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 10 ページをお開きください。 議案第 14 号農地法第 3 条の規定による許可内容の修正について であります。 この案件は、令和 5 年第 13 回総会において議決された農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請書記載内容に錯誤があったとして、当該申請の当事者（譲受人）より住所訂正の申し出がなされたことから、許可内容の一部を修正することについて、ご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可内容の修正については、これを原案のとおり、許可内容を修正することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可内容の修正については、許可内容を修正するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 11 ページをお開きください。 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、1 番の案件につきましては、契約期間の定めのない使用貸借権の設定となり、借主が使用・収益の目的を達成した時点で終了となることから、「契約の内容」欄における「（永年）」との記載については、削除をお願いいたします。 また、4 番の案件につきましては、令和 7 年第 2 回総会において継続審議とさせていただいた案件でございますが、今般、現地調査等、必要な条件が整ったことから、ご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より 1 番から 2 番について報告願います。
(推進委員 14 番) 佐藤 恒男 委員	推進委員 14 番佐藤より、議案 15 号の 1 番から 2 番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 これらの案件のうち、1 番につきましては「農業用倉庫を整備する計画で、使用貸借権を設定」するものです。 農地区分は、第 3 種農地の「市街地内農地」に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、3 月 18 日午前 9 時 30 分から、農地部 2 名、南四合・

	町北班委員2名、事務局1名の計5名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められました。 次に2番につきましては、物流施設の「建て替え・新設」に伴う事業用地拡張のため、「所有権の移転」および「賃借権の設定」をするものです。 農地区分は、第1種農地ですが、「流通業務事業」に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、3月18日午前10時から、農地部2名、南四合・町北班委員2名、事務局1名の計5名で実施した経過にあり、農振法は除外手続き済み、都市計画法は許可の見込み、土地改良区は協議済みで、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。
議長（会長）	次に、高野班担当委員より3番について報告願います。
（推進委員3番） 渡部 義勝 委員	推進委員3番渡部より、議案第15号の3番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、駐車場を整備するため、賃借権を設定するものです。 農地区分は、第2種農地の「その他」に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、現地調査につきましては、3月18日午前10時15分から、農地部2名、高野班委員3名、事務局1名の計6名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、川南班担当委員より4番について報告願います。
（農業委員9番） 多田 善信 委員	農業委員9番多田より、議案第15号の4番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、再生可能エネルギー事業として太陽光発電設備を整備する計画で、所有権を移転するものです。 農地区分は、第3種農地の「市街地内農地」に該当することから、許可可能なものであります。 なお、現地調査につきましては、3月18日午前10時35分から、農地部2名、川南 班委員3名、事務局1名の計6名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済で、申請目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし特段異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	ただ今の案件について農地部で現地調査を行ったところ、何ら異議無いものとしてご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
農業委員会事務局	それではお諮りいたします。議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。 次に、議案第16号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についてを議題といたします。 （農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員 大竹 吉弘 委員 古川 正俊 委員
議長（会長）	はじめに、事務局及び農政部農政課の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の17ページをお開きください。 議案第16号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は

農政部農政課	農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和7年3月3日付け、6農政第1597号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。 日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第16号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 3月総会の案件は、大豆田地区、横沼地区、崎川地区、一般地区です。 17ページをご覧ください。 件数につきましては、大豆田地区6件、横沼地区1件、崎川地区1件、一般地区6件になります。 なお、大豆田地区、横沼地区につきましては、地域全体で中間管理機構を活用した集積に取り組んでおり、既存の契約が満期を迎えることから、新たに中間管理権を設定するものです。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第16号 農用地利用集積等促進計画（案）について は、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第16号 農用地利用集積等促進計画については、異議のない旨を回答することといたします。 （退席した委員が入室）
議長（会長）	次に、議案第17号 非農地判断に係る議決の取消しについて を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の26ページをお開きください。 議案第17号 非農地判断に係る議決の取消しについて であります。これは令和6年第11回総会において非農地と判断した農地について、当該農地の所有者から議決の取り消しを求める申出書が提出され、今後引き続き適切な管理のもと営農を継続する旨の意向が示されたこと、併せて地域計画案においても農地として位置付けられていることから、議決を取り消すことについて、ご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第17号 非農地判断に係る議決の取消しについて は、議決を取り消すことにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第17号 非農地判断に係る議決の取消しについては、議決を取り消すことと決せられました。 次に報告に移ります。 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出の受理については、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第7号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、ご報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの5案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。
議長（会長）	報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会と

	いたします。 (午後1時55分閉会を宣言する)
--	----------------------------

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和7年3月31日

会津若松市農業委員会 会長	渡 部 政 美
農業委員 6 番	大 島 光 信
農業委員 7 番	庄 司 遼